

ドイモイ下のベトナムの国営企業

たけ　うち　いく　お
竹　内　郁　雄

はじめに

- I　ドイモイにおける国営企業の改革の方向
- II　政令，法令における国営企業の改革の内容と意味
- III　新しいメカニズムへの移行と問題点

はじめに

ベトナムは、1986年末のベトナム共産党第6回大会（以下「第6回党大会」と略記）以来、政治、経済、社会のあらゆる面にわたる改革、「ドイモイ」（刷新）を進めている。本稿は、そのドイモイ下のベトナムの国営企業に関する一研究である。

社会主義国であるとはいえ、ベトナムの国営企業は、ベトナムの国民経済において、それほど大きな力を占めているわけではない。30年以上にわたり南北に分断されていたベトナムが政治的統一を達成したのは1976年のことであったが、この76年における国営工業企業（便宜上、半官半民の「公私合営工業企業」も含む）の工業生産指数は68.6%であるにすぎなかった^(注1)。上述した第6回党大会の後の1990年に至ると、こうした国営部門の弱体性はさらに顕著となり、同年の国営工業企業（同）の工業生産指数は59.8%にまで低下している^(注2)。

こうした事実にもかかわらず、本稿があえて国営企業を正面に据えるのは、社会主義ベトナムの路線において、国営企業が、今日に至るまで、終始一貫して「国民経済の主導的役割を担う」^(注3)

とされているからである。

ドイモイの重点は、言うまでもなく経済面の改革にある。「経済改革」が狭義には社会主義セクターの経済自由化として推進されるものである限り^(注4)、ドイモイにおけるベトナムの国営企業の改革の方向と状況とを検討することは、ドイモイそのものが目指す経済改革全般の方向と状況とを把握するためにも、避けて通れない作業のひとつである。

本稿は、3節に分かれる。第I節では、ドイモイ路線全体におけるベトナムの国営企業の改革の方向を、特に計画と市場との関連で示す（第1次接近）。第II節では、ドイモイ路線を具体化した政令、法令のレベルにおける、国営企業の改革の内容と意味とを明らかにする（第2次接近）。最終節である第III節では、第II節の分析を踏まえ、国営企業の改革の実際の過程と状況とを示し、合わせてその問題点に言及する（第3次接近）。

（注1） *So lieu thong ke CHXHCN 1976-1990* [ベトナム社会主義共和国統計資料1976-1990年]、ハノイ、Tong cuc Thong ke [統計総局]、1991年、18ページ。

（注2） 同上。

（注3） たとえば、*Cuong linh xay dung dat nuoc trong thoi ky qua do len chu nghia xa hoi* [社会主義への過渡期における国土建設綱領]、ハノイ、Nha xuat ban Su that、1991年、11ページ。

（注4） 『経済学辞典 第2版』岩波書店 1979年 295ページの宮鍋幟「経済改革（社会主義下の）」の項を参照。

I ドイモイにおける国営企業の改革の方向 ——第1次接近——

ドイモイ路線全体における国営企業の改革の方向を示すに先立ち、まず、ベトナムの経済改革におけるドイモイの位置を明らかにしておきたい。

ベトナムで経済改革が開始されたのは、ドイモイに先立つこと7年前の1979年のことである。1976年の南北統一の後、かつての北ベトナム（北部）の主導の下に全国的規模でソ連型の社会主義建設に着手した統一ベトナムは、かつて自由経済下にあった南部のポテンシャルの引き出しに失敗したことなどに加え、カンボジア問題の発生と前後する盟友中国の援助引き揚げ、アメリカをはじめとする西側諸国による封鎖政策のために、極端な経済困難に陥った。1979年からの経済改革は、こうした国際封鎖を前提として、経済困難から脱却するために、従来の非効率で硬直した経済運営を改善することを目的としたものであった^(注1)。

しかし、こうした経済運営の欠陥が常々指摘されながらも、路線が不徹底を極め首尾一貫していなかったことから、改革は、際だった成果を遂げることなく延々と引き伸ばされてきた^(注2)。こうして引き続く経済困難、また国際封鎖による経済開発援助資金の枯渇の中、従来の社会主義認識全体に対する根本的な反省を迫られたベトナムは、限られた資金の効率的利用を図るべく、投資の優先分野を、伝統的な社会主義工業化路線の象徴であった重工業から、民生に直結しベトナムが比較優位を持つ農業、消費財、輸出へと転換するとともに、経済効率の全般的向上を図るべく、従来の非効率で硬直した経済運営＝計画化メカニズムの刷新を、改めて、しかも抜本的に遂行すべきこと

を決意した。これが1986年末以来今日まで続くドイモイの経済的な意義である。

ここでは、ソ連が1985年から経済改革＝ペレストロイカを開始したこと、同時に、それまでベトナムを支援してきた、そのソ連自体が、ベトナムに対し援助の効率的利用を要請するようになったことが、ドイモイの促進要因になったであろうことが指摘されなければならない^(注3)。本稿では直接には触れないが、ドイモイの特徴のひとつである「開放化政策」の目的も、援助の効率的利用を打ち出してきたソ連とだけでなく、今後は西側諸国や第三世界とも経済協力関係を積極的に拡大し強化することによって、経済開発資金の出所を増やすことにある。

1. 1979年からの改革とドイモイとの相違

さて、ドイモイを、経済運営(計画化メカニズム)と国営企業の改革について、1979年からの経済改革と比べて見た場合、そこには以下のような相違が見られる^(注4)。

まず、1979年からの経済改革では、改革の主眼は、何よりも、ベトナム戦争中の60年代初頭に決定された後に据え置かれたままできた、国営企業に補給される資材(その結果としての生産物)の価格＝「固定価格」と、国際市場における価格変動などのために70年代後半までに高騰していたこれら資材・生産物の実際の価格とのギャップを国家の財政補助金によって補填するシステム、つまり国家財政赤字を日増しに増大させてきた価格差補給金制度(bao cap)を廃止する点に置かれていた。この価格差補給金制度の廃止＝国家財政赤字の削減は、ドイモイにおいても引き続き最大の目標とされている^(注5)。したがって、この点では両者には何らの違いもない。

両者が異なるのは、1979年からの改革では、上

述した価格差補給金制度に見られる経済運営の欠陥が、主にベトナム戦争中に形成された戦時型の経済運営から平時における経済運営への移行が不首尾である結果として認識されるに留まっていたことである(注6)。逆に言えば、ドイモイの意義は、こうした経済運営の欠陥が、価格差補給金制度をもその中に含む社会主義経済管理メカニズム＝計画化メカニズムそのものの欠陥に必然的に帰するものであるという点にまで批判を進め、こうした欠陥を持つ計画化メカニズムの「刷新」を図ろうとしていることにある(注7)。

ドイモイの下では「高度に中央集権化された計画化メカニズム」と称される、このソ連型計画化メカニズムの特徴は、経済運営において基本的に市場関係を利用しないメカニズム、つまり、国家が資材(その結果としての生産物)を指定された資材補給機関(流通を担当する国営企業)を通じて国営企業に補給し、国営企業は、これも指定された生産物引き取り機関(同じく流通を担当する国営企業)を通じて生産物を国家に引き渡すという、行政命令に基づく「発給上納関係」に従うメカニズムであることである(注8)。この「市場関係を利用しない」メカニズムの下、国営企業の生産・経営(企業財政)自主権は、従来、著しく制限されてきた。特に企業の生産物の価格形成における決定権は事実上なきに等しく、価格は中央管理機関によって決定される「固定価格」であった。したがって、価格差補給金制度という欠陥は、こうした「市場関係を利用しない」計画化メカニズム自体の特徴から必然的に招来されるものなのであった。

1979年からの改革では、この計画化メカニズムを改善し市場関係を利用すべきことが主張されなかったわけではない。しかし、市場関係の利用は、特に国営企業の価格形成について見た場合、

従来の「固定価格」体系は崩さずに自由市場価格に連動しうる「協議価格」を部分的に導入するのみの不十分なものであったし、そもそも「市場」自体が社会主義の対立物であると見なされることが多かった。そして、この市場に対する不徹底で首尾一貫しない対応のため、改革の主眼であった価格差補給金制度の廃止も大幅に遅れてきたのである。

価格差補給金制度の問題のひとつは、国営企業の労働者ら給与生活者に生活必需品を1960年代以来の廉価な固定価格のままで配給してきた配給制度にあった。しかし、財政赤字を削減し、これを補填すべく膨張した通貨量を縮小してインフレを鎮静し、物不足を解消するためには、むしろ労働者らの生活を防衛するためとして維持してきた配給制度こそが廃止されるべきであり、生活必需品の市場化こそが優先されるべきであるという点で指導部が一致を見たのは、実に改革開始以来、5年以上を経た1985年中頃のことであった。しかも、配給制度の廃止を中心とする、この1985年の改革は、生活必需品価格の引き上げ→国営企業の生産物価格の引き上げ→その新たな「固定価格」化を招いただけで、国営企業の市場化には結び付かず、財政赤字はさらに増大しインフレもさらに高騰するという後遺症をもたらしただけに終わった(注9)。配給制度自体も全面的な廃止には至らなかった。総じて、1979年からの改革においては、「高度に中央集権化された」「市場関係を利用しない」計画化メカニズムこそが社会主義経済であるという伝統的な「思考」との訣別は非常に難しかったのである。

2. ドイモイ下の国営企業の改革の方向

ドイモイにおける国営企業の改革の大枠は、第6回党大会の翌年1987年に開催された共産党第3

回中央委員会総会(第6期)(以下「3中総(第6期)」と略記)において提示された^(注10)。ポー・チ・コン(Vo Chi Cong)国家評議会議長(当時)は、この3中総(第6期)の意義を解説した論文の中で、国営企業の改革の方向として以下の3点を挙げている^(注11)。

(1) 国営企業は、価格差補給金制度を廃止して経済計算制・社会主義経営に基づくメカニズムへと移行しなければならないこと。

(2) 国営企業における価格差補給金制度の廃止は、従来の現物による発給上納関係を廃止して売買関係へと移行することを基礎に行なわれなければならないこと。

(3) 経済管理メカニズムないし計画化メカニズムの刷新は、多ウクライド構造を推進するという新しい政策と同時並行的に進められなければならないこと。

重要な点は2番目の点であり、そこでは、価格差補給金制度の廃止という最大の目標を遂行するためにも、国営企業が「売買関係」=市場関係へと移行すべきことが不可欠であることが主張されている。

従来は社会主義経済の対立物として認識されていた「市場」ないし「市場関係」が、ドイモイの下ではむしろ利用すべきものへと変化した理由は、ひとつには、引き続き経済困難の中で従来の社会主義認識全体に対する根本的な反省を迫られたベトナムが、これも従来は社会主義経済の対立物として認識されていた非社会主義ウクライド=プライベート・セクターの潜在力を活用すべく、こうした非社会主義ウクライドの存在・活動を長期にわたって容認したことと無関係ではない。

ドイモイは、国営セクター、集団セクターといった社会主義ウクライドだけでなく、個人農や私

企業といった非社会主義ウクライドも国民経済の不可分の構成要素であるとし、これらウクライドすべての潜在力を活用することを経済政策の中心のひとつとして掲げたが、これが上で触れた「多ウクライド構造を推進する」ことであった^(注12)。そして、この多ウクライド構造の推進が党是とされた中、3中総(第6期)では、国民経済において非社会主義ウクライドも活動する市場=「社会市場」の存在が認知され、この「社会市場」が经济管理ないし計画化そのものの対象であるとされたのであり^(注13)、国営企業は、この「社会市場」における「社会主義商品生産者」であり、計画化を中心としつつも市場関係を利用すべき主体であるとされたのである^(注14)。この結果、国民経済自体も、従来どおり「小規模生産から、資本主義発展段階を通過せずに、社会主義段階へと直接に移行する」過渡期にあることが確認されながらも、むしろ「自給自足経済から商品経済へと移行する」過渡期にもあることが強調され^(注15)、商品貨幣関係、市場関係の拡大の途上にあることが訴えられたのである^(注16)。1989年3月に開催された共産党第6回中央委員会総会(第6期)以降、こうした認識はさらに進み、「計画的な商品経済」^(注17)への「移行」、^(注18)「国家管理の下での市場メカニズム」への「移行」といったように、限定付きとはいえ、商品経済ないし市場メカニズムへの「移行」という側面が強調されるようになる。

さて、国営企業における「売買関係」への移行=市場関係の拡大を提示した3中総(第6期)は、これとの関連で(より正確には、これを基礎にした価格差補給金制度の廃止との関連で)、国営企業の価格形成に関する「思考の刷新」をも呼びかけた。これは、具体的には、1981年の改革以来採用されてきた、「固定価格」と「協議価格」という2つの

異なった価格体系に基づく国営企業の生産物価格形成メカニズム＝二重価格メカニズムを廃止して、損益計算を行ない生産費を補填し適切な利潤を計上する「経営価格」などに一本化する単一価格メカニズムへと移行させることを意味した。

ただし、ここでは、「消費財」については、「単一の経営価格メカニズムへと移行すること」、また1985年の改革の失敗によって水泡に帰した「配給制度」については、これを「一步一步廃止し貨幣による賃金支払へと移行すること」が主張された一方で、「生産財」ないし「資材」については、「価値に近い資材価格体系を伴う『高い』に移行すること」という、歯切れの悪い改革方針が提示された(注19)。

いずれにしても、国営企業における価格差補給金制度の廃止という中心的課題を、計画化を依然中心に置きつつも、「発給上納関係」から「売買関係」への移行を基礎にして遂行すること、また、これと関連して、国営企業の価格形成メカニズムを単一価格メカニズムへと移行させることが、ドイモイにおける国営企業の改革の方向であった。こうした方向は、実際には、国営企業の生産・経営(特に企業財政)に関する自主権を拡大することによって遂行される。それでは、ドイモイ下の政令や法令は、上述した国営企業の改革の方向をどのように具体化したのであろうか。逆に言えば、国営企業の自主権は、こうした政令や法令の中でどのように拡大されたのであろうか。これが次に問われなければならない。

(注1) このパラグラフについて、詳しくは、竹内郁雄「ベトナムにおける第1次経済改革の考察(Ⅰ)——市場メカニズムとの関連を中心に——」(『アジア経済』第32巻第6号 1991年6月)の第Ⅰ節を参照。

(注2) これについては、同上論文、また同「ベトナムにおける第1次経済改革の考察(Ⅱ)——市場メカ

ニズムとの関連を中心に——」(『アジア経済』第32巻第7号 1991年7月)を参照。

(注3) 古田元夫「ベトナム共産党第6回大会の歴史的位置」(三尾忠志編『インドシナをめぐる国際関係——対決と対話——』日本国際問題研究所 1988年)18ページ。

(注4) 本項全体について、竹内「ベトナムにおける……(Ⅰ)」,「ベトナムにおける……(Ⅱ)」を参照。

(注5) すなわち、「官僚主義的中央集権的な、価格差補給金制度に基づくメカニズムを断固廃止し、経済計算制・社会主義経営に従い民主主義的中央集権制を遵守する計画化メカニズムを建設し形成する」(“Nghi quyet Dai hoi dai bieu toan quoc lan thu VI Dang cong san Viet nam” [ベトナム共産党第6回大会決議], *Tap Chi Cong San* [共産主義], 1987年1月号)120ページ。

(注6) たとえば、三尾忠志「ヴィエトナムにおける新経済政策——背景と現状について——」(『外務省調査月報』第25巻第2号 1983年)4ページを参照。

(注7) これについては、1988年以来ベトナム共産党理論誌『タブチ・コンサン』(*Tap Chi Cong San*)に掲載されてきた「社会主義——回顧とドイモイ——」(“Chu nghia xa hoi: Nhin lai va doi moi”)の一連の論文を参照。

(注8) こうした整理は、本節第2項でしばしば引用する Vo Chi Cong, “Mot so van de co ban ve doi moi co che quan ly kinh te o don vi co so va doi moi quan ly Nha nuoc ve kinh te” [基礎単位における経済管理メカニズムの刷新と国家の経済管理の刷新とに関する若干の考察], *Tap Chi Cong San*, 1987年12月号, 5～12ページなどによる。

(注9) 国家財政赤字は、1979年と80年に約32億 D , 81年50億 D , 82年195億 D , 83年174億 D , 84年193億 D , そして「85年は440億 D で84年比2.2倍増」となった(三尾忠志「ベトナムの経済改革」[同編 前掲書所収] 71,72ページ)。また、1986年のインフレも、一説には年間600%に達した(木村哲三郎「社会主義経済の展開過程」[同『ベトナムの国際関係と経済発展』アジア経済研究所 1987年] 190ページ)。

(注10) “Hoi nghi lan thu ba Ban chap hanh trung uong Dang (khoa VI)” [第3回党中央委員会総会(第6期)], *Tap Chi Cong San*, 1987年9月号, 1～4ページ。

(注11) Vo Chi Cong, 前掲論文, 6ページ。

(注12) 詳しくは、*Dai hoi VI nhung phuong huong co ban cua chinh sach kinh te* [第6回党大会と経済政策の基本的な方向]、ハノイ、Nha xuất bản Su that, 1987年、34～55ページを参照。

(注13) Vo Chi Cong, 前掲論文, 7ページ。

(注14) 同上論文 10ページ。

(注15) 同上論文 5ページ。

(注16) 同上論文 6ページ。

(注17) “Hoi nghi lan thu sau Ban chap hanh trung uong Dang (khoa VI)” [第6回党中央委員会総会(第6期)], *Tap Chi Cong San*, 1989年4月号, 5ページ。

(注18) *Cuong linh xay dung dat nuoc……*, 12ページ。

(注19) Vo Chi Cong, 前掲論文, 7～8ページ。

II 政令, 法令における国営企業の改革 の内容と意味

——第2次接近——

ドイモイにおける国営企業の自主権の拡大を定めた政策は、政令, 法令を含め20数種類に上る(注1)。このうち、政令としては、上述した3中総(第6期)を受けて1987年11月に発令された閣僚会議217号決定(以下「217号決定」と略記)(注2)、また、その修正規定である89年12月の閣僚会議195号決定(以下「195号決定」と略記)(注3)が、また、法令としては、88年3月に施行された「国営工業企業条例」(注4)が重要である。以下では、217号決定, 195号決定の2つの政令の分析を中心とし、「国営工業企業条例」については必要な限りで触れる。

さて、217号決定, 195号決定における国営企業は、従来どおり価格差補給金を給付され発給上納型の計画化メカニズム(以下「旧いメカニズム」と略記)に従う企業と、第I節第2項で述べたドイモイの方向(以下「新しいメカニズム」と略記)に従う企

業との2つに大別されていると見る事が可能である。

「発給上納関係から売買関係へと移行することを基礎に価格差補給金制度を廃止する」方向で自主権を拡大された、新しいメカニズムに従う企業とともに、今なお旧いメカニズムに従う企業も存在している限り、両政令の規定する企業自主権の拡大は、部分的、過渡的なものに留まる。したがって、両政令を適用する実際の局面において、新しいメカニズムに従う国営企業の割合がどのようなペースでどれくらい増加していったのかがひとつの問題として設定される必要があるが、これについては第III節で別途検討することとする。

217号決定, 195号決定の定める、新しいメカニズムに従う国営企業の最大の特徴は、従来国家計画に依存してきた企業経営から企業間の経済契約を重視した企業経営への移行という点にある。また、もうひとつの特徴として、特に企業財政の国家財政からの相対的独立化という点を強調しておきたい。この点は、前述した3中総(第6期)が国営企業の生産物に対する価格形成を単一価格メカニズムへと移行させることを主張した点との関連で、重要である。他方、両政令は、旧いメカニズムに従う企業についてもかなりの改善点を示している。以下、具体的に見てゆくことにしたい。

1. 217号決定と195号決定

(1) 第I節第2項でも示したように、計画化はドイモイ下でもなおかつ経済運営の中心であり、その限りで企業経営も依然として国家計画に従属している(217号決定第1条(注5)。以下、断わりのない限り、かっこ内の条項は217号決定のものである)。とはいえ、217号決定と195号決定が、その中で企業経営の国家計画からの相対的独立化、あるいは企業の計画立案権限の拡大を図ったことも事実であ

る。

ここでの重点は、国営企業に対して下される中央計画法令指標が削減されたことである。従来5つあった法令指標は、1987年の217号決定では、「国家が規定する目録における重点生産物」(以下「統制品目」と略記)を生産する企業、ないしこの統制品目に関連するサービス等を行なう企業に対し3つに、統制品目以外の生産物の生産、ないしこれに関連するサービス等を行なう企業に対しては2つ、ないし1つに削減されたが(第3条)^(注6)、89年の195号決定以降、法令指標は、すべての国営企業に対し「対国家上納金指標」ただ1つとなった^(注7)。

(2) 法令指標削減の結果、217号決定と195号決定では、従来計画達成のために詳細に規定されていた資材補給と生産物引き渡しは、法令指標から外された。これに伴い、統制品目を生産する国営企業は、資材の一部を、また統制品目以外の生産物を生産する国営企業は、資材のすべてを、「自前で調達するか資材を商う他の生産経営基礎単位との提携・合弁を通じるかして」「協議価格と経済契約とに基づいて」「購入する」権利を付与された(第8条)。

つまり、統制品目を生産する企業は、従来どおり古いメカニズムに従って、指定された資材補給機関を通じて資材を補給され(第2条、第8条)、生産した統制品目を、これも指定された生産物引き取り機関に「固定価格」で引き渡すほかに(第12条)、資材を自己調達する権利を付与されたのであり、また、統制品目以外の生産物を生産する企業は、もはや国家から資材を補給されず、そのすべてを自己調達する義務が課せられたのである^(注8)。

他方、この自己調達した資材で生産された企業生産物は、国家の生産物引き取り機関に、やはり

協議価格と経済契約とに基づいて「優先的に販売される」(第12条)。この条項の含意は、国営企業は、国営セクター以外のウクライナに対し自己の生産物を「販売する」ことを必ずしも妨げられないという点にある。換言すれば、国営企業は、非社会主義ウクライナをも含む他のウクライナに対して自己の生産物を「販売しうる」可能性(厳しい見方をすれば、販売市場の自己開拓の必要性)が拓かれたのであり、第I節第2項で述べた、「多ウクライナ構造」の推進＝「社会市場」における国営企業と非社会主義ウクライナとの経済関連の拡大というドイモイの経済政策が、ここに反映されている。

以上のような資材補給、生産物引き渡しの「自由化」は、とりもなおさず、国営企業における「従来の発給上納関係から売買関係への移行」という3中総(第6期)の方向を具体化したものである。資材を自己調達し生産物の販売市場をも自己開拓する国営企業が、217号決定と195号決定の規定する、新しいメカニズムに従う国営企業である。この場合、両政令が、上で引用したように、資材を「購入」し生産物を「販売」する、という表現を用いているのは、ここでの資材、生産物が、もはや古いメカニズム下での「固定価格」に従って「補給」され「引き渡し」されるものではなく、販売側と購入側との交渉によって定まる「協議価格」に従って取引されるものであると認識されているからである。そして、このような資材、生産物の取引にあたり、従来の計画＝法令指標に代わって義務づけられるのが、販売側と購入側とにおける経済契約の締結と、その遵守である。

(3) 企業生産物の価格は、本項(2)で述べたように、それが国家が補給する資材によって生産され

引き取り機関も指定されている統制品目の場合は、従来の古いメカニズムに従う「固定価格」である。具体的には、この固定価格は、統制品目を生産する企業が国家価格委員会の指導に従って設定した後、当該企業の活動を直接に管理する上級機関が正式に決定する（第27条）。他方、統制品目以外の生産物の価格は「協議価格」となる。正確には、「企業が自ら決定するか顧客との協議によって定める」（第28条）。

217号決定と195号決定は、これ以外に「国家が価格を規定する目録における生産物とサービス」というものを定めている。ここでの「生産物」とは、国家が価格のガイドラインを示す資材、消費財であるか、実際には国家が一時的に価格差補給金を給付する「重要生産手段か生活必需品」である（第30条）。その意味では、ここでの価格は「固定価格」そのものではないにせよ、従来どおりの古いメカニズムに従う。ただし、後者の価格は「経営価格」である。他方、この「国家が価格を規定する目録における生産物とサービス」以外の生産物、ないしサービスの価格は「協議価格」に従う（第31条）。

したがって、価格については、統制品目以外の生産物を生産する国営企業で、かつ「国家が価格を規定する目録における生産物とサービス」以外の生産物を生産するかサービスを行なうかとする国営企業が、完全に新しいメカニズムに従う国営企業ということになる。

(4) 217号決定と195号決定は、価格差補給金を廃止し国営企業の価格が「協議価格」化するか、少なくとも「経営価格」化する前提となる措置として、企業経営に対する「当初運転資金のみの給付」を定めている。これは、国営企業にとっては、企業財政の国家財政からの相対的独立化を意

味する。

すなわち、「自己資金と借入資金の可能性を越える、新規の基本建設プロジェクト」を除き、国営企業はすべて、企業運営の資金を設立当初に1回のみ給付され、その後に操業を継続し基本建設投資を拡大するに際しては、すべて自己資金によるか、または国家財政に代えて国立銀行からの借入によらなければならない。不必要な機械・設備については、譲渡し、交換し、賃貸に付すことが許可される（第2条）。

217号決定と195号決定は、従来、年次計画のみに限定されていた国営企業の計画立案権限を、中期計画、長期計画（5カ年計画など）の領域にも拡大したが（第1条）、これは、国営企業の長期運営の刷新を図る、この「当初運転資金のみの給付」という原則に実効力を持たせるためのものである。ただし、実際には、企業の活動を直接に管理する上級機関は、資材、設備、投資資金の一部について当該企業を補助することが可能である（第2条）。

(5) さて、217号決定と195号決定は、従来どおりの古いメカニズムに従う国営企業の経営に対しても、そのメカニズムの枠内ではとはいえ、若干の改善点を示している。

そのひとつは、資材補給、生産物引き渡しの即時化の拡大であり、何らかの法的命令を介すことなく資材補給機関と直接に経済契約を締結しうる権限は、従来の生鮮食料品など保管が困難な資材需要を有する国営企業に加え^(注9)、「大量かつ固定した資材需要を有する企業」に対しても与えられることになった（第11条）。

他の改善点のうち、最も重要であるのは、古いメカニズムに従う国営企業に対して下している法令指標に代えて、将来は「国家注文」を導入するというもの、つまり法令指標の国家注文化という

展望である（第2条）。

企業に下されるのが法令指標であるか国家注文であるかの違いは、法令指標の場合、企業はその達成を、つまり統制品目などの生産を義務的に履行しなければならないのに対し、国家注文においては、企業はこれを拒否する権利があるという点にある^(注10)。

企業自主権がその分だけ拡大しうる、この措置は、ソ連の1987年国営企業法にも見られるが、ソ連の場合は、実際には企業が国家注文を拒否しうるまでに至らず、単に従来の法令指標が国家注文に置き換わっただけという結果に終わった^(注11)。ベトナムでも、この措置は同様の結果を生むであろう懸念が計画担当官や関係者の間でも指摘されている^(注12)。

2. 新しいメカニズムのモデル化と評価

以上、217号決定と195号決定における国営企業は、古いメカニズムに従う企業と新しいメカニズムに従う企業の2つに大別されること、ただし資材補給・生産物引き渡し、価格形成、企業財政それぞれについて見た場合、この分類はさらに細分化されることを、われわれは知った。たとえば、資材補給・生産物引き渡しについて新しいメカニズムに移行したとしても、それが「国家が価格を規定する目録における」生産物を生産したりサービスを行ったりする国営企業である場合には、この企業は、価格形成ではなおかつ古いメカニズムに従うことになる。したがって、両政令における国営企業は、現実には、ほとんど従来どおりの古いメカニズムに従う企業から、例証した古いメカニズムの特徴と新しいメカニズムの特徴とを合わせ持つ複数の類型からなる企業、そして完全に新しいメカニズムに従う企業に至るまで、さまざまなヴァリエーションを持つことになる。

あえてモデル化を試みれば、両政令の下で完全に古いメカニズムに従う国営企業とは、統制品目を生産し、かつ「自己資金と借入資金の可能性を越える、新規の基本建設プロジェクト」に携われる国営企業である。そこでは資材補給・生産物引き渡しは従来どおりの発給上納型に留まり、価格形成も「固定価格」に従い（その限りで価格差補給金が給付される可能性があり）、したがって企業財政も国家財政に依存する。他方、統制品目以外の生産物を生産する国営企業で、その生産物が「国家が価格を規定する目録における」生産物（ないしサービス）でもなく、しかも、この企業が「自己資金と借入資金の可能性を越える、新規の基本建設プロジェクト」にもかかわらない企業である場合には、この企業が両政令の定める新しいメカニズムに関する規定を最もよく体现している国営企業である。こうした企業では、資材補給・生産物引き渡しが「自由化」されて経済契約を基礎にした「売買関係」へと移行し、価格形成も「協議価格」化し、したがって企業財政も国家財政によらずに自己資金が国立銀行からの借入によることになる。当然のことながら、価格差補給金はここでは原則として廃止される。ちなみに、ベトナム国家計画委員会の雑誌『計画化』の1988年7月号に寄せられた一論文は、完全に古いメカニズムに従う国営企業を「タイトな計画化」に従う国営企業、完全に新しいメカニズムに従う国営企業を「ソフトな計画化」に従う国営企業と命名し、われわれと同様な分析を試みている^(注13)。

以下では、217号決定と195号決定が定めた、新しいメカニズムに従う国営企業について、われわれの立場から簡単に評価しておきたい。

新しいメカニズムの下では、国営企業の資材補給・生産物引き渡しは、確かに「自由化」され

た。この場合、要件となるのが経済契約の締結と遵守であることについても、すでに強調した。

ところで、国営企業は、この経済契約の締結を待って初めて自己の企業計画を作成しうが、企業がこの企業計画を作成するにあたり、ひとつに削減されたとはいえ、なおかつ下される中央計画法令指標にも拘束されるという意味において、つまり企業にとって法令指標＝命令の達成こそが最大の義務であるという意味において、経済契約は法令指標から独立していない^(注14)。「経済契約を基礎にした」資材補給・生産物引き渡しの「自由化」は、まさにこの点で、真の意味での「売買関係」への移行にはなりえないのであって、誤解を恐れずに言えば、「改善された『発給上納関係』」とでも呼べるものに留まるのである。この改革の意図は、したがって、従来国家が詳細に指定してきた資材補給・生産物引き渡し先の決定を、むしろ国営企業の自主裁量権に委ねることによって、本来の国家計画＝企業計画をより効率的に遂行しようとするところにある。

次に指摘したいのは、価格形成についてである。新しいメカニズムに従う国営企業では、生産物の価格形成は、少なくとも「経営価格」、完全に新しいメカニズムに従う国営企業の場合は「協議価格」に従う。ただし「経営価格」にせよ「協議価格」にせよ、こうした価格は、原理的には需給関係で決定される自由市場の価格とは全く別個のものである。損益計算を行ない生産費を補填し適切な利潤を計上することで決定される「経営価格」は、従来からの社会主義企業管理の原則である「経済計算制」の原則を完全に実現するものではあるが、これが企業会計の帳簿上の操作に留まり国家の価格差補給金の給付を妨げないものである限り(本節第1項)、この「経済計算制」は自由経

済下の「独立採算制」とは異なるものである^(注15)。他方、完全に新しいメカニズムに従う企業の「協議価格」の形成方法は、それが販売側と購入側との間の交渉によって決定される価格である限り、むしろ西側の経済学の言う「独占価格」の形成方法に近い。そこでは技術革新が価格引き下げの要因として作用する自由市場とは異なり、特に売手市場の場合は、交渉が価格を上昇させる要因としてのみ働くことになる。

ドイモイが国民経済全体の「商品経済への移行」、「市場メカニズムへの移行」を目標としていることについては第I節で触れた。しかし、こうした不徹底な「売買関係」への移行と自由経済とは異質な価格形成への移行とを前提とする限り、ここで言われる「商品経済」や「市場メカニズム」は、西側で言われるそれとは似て異なるものである。ドイモイの継続を謳った1991年6月末のベトナム共産党第7回大会(以下「第7回党大会」と略記)に至るまで、この2つの概念に、「計画的な」商品経済、「国家管理の下での」市場メカニズムという修飾語句が付され続けていることの意味は、ここにある。

この点は、ドイモイの経済政策のひとつである「多ウクライド構造」の推進との関連で、217号決定と195号決定とが規定する、いまひとつの条文を見れば、さらに明白になる。すなわち、将来的には、資材補給・生産物引き渡しの原則、特に経済契約を遵守し、また「入札方式に従って、ウクライドを区別せずに生産基礎単位に対して資材・エネルギー補給を行なう実験を組織し、これを次第に拡大する」(第10条)というものがそれである。ここには、国家による資材補給を通じて、非社会主義ウクライドをも含む国営以外のウクライドすべてを、上述した不徹底な「売買関係」＝

「改善された『発給上納関係』と「協議価格」体系との中に包摂しようとする展望が語られている。換言すれば、非社会主義ウクライドの存在を容認した多ウクライド構造の推進という政策の下でも、「社会市場」における「社会主義市場」の「自由市場」に対する優位、上で引用した217号決定第10条の文脈に従えば、「社会主義市場」による「自由市場」の将来的な包摂は、なおかつ前提とされているのであり、これらすべてが、ドイモイ以前から今日に至るまで一貫して主張されている、国营企業は「国民経済において主導的役割を担う」とされる路線に凝縮されているのである。

ドイモイは「商品経済」、「市場メカニズム」への移行を目指してはいる。しかし、ドイモイが「社会主義の方向に従う」多ウクライド構造の形成を一貫して目指していることも、また事実である^(注16)。ドイモイの言う「商品経済」、「市場メカニズム」が西側で言う「商品経済」、「市場メカニズム」ではないことは、ドイモイが社会主義への移行を目指しているという厳然たる事実の必然的な結果なのである。

(注1) これら20数種類に及ぶ政令、法令は、*Nhung quy dinh moi sua doi va bo sung Quyet dinh 217-HDBT* [閣僚会議217号決定、これを改訂補充した新規定]、ハノイ、Nha xuat ban Su that/Uy ban ke hoach Nha nuoc、1990年、1～292ページに収録されている。

(注2) 正しくは、“So 217-HDBT: Quyet dinh cua Hoi dong Bo truong ban hanh cac chinh sach doi moi ke hoach hoa va hach toan kinh doanh xa hoi chu nghia doi voi cac xi nghiep quoc doanh” [国营企業に対する計画化と経済計算・社会主義経営とを刷新する政策の施行に関する閣僚会議217号決定]、ならびに“Quy dinh cua Hoi dong Bo truong ve cac chinh sach doi moi ke hoach hoa va hach toan kinh doanh xa hoi chu nghia doi voi cac xi nghiep quoc doanh” [国营企業に対する計画化と経

済計算・社会主義経営とを刷新する政策に関する閣僚会議規定]、同上書所収、5～43ページ。

(注3) 正しくは、“So 195-HDBT: Quyet dinh cua Hoi dong Bo truong ban hanh nhung quy dinh bo sung Quyet dinh 217-HDBT ngay 14-11-1987 cua Hoi dong Bo truong” [1987年11月14日付け閣僚会議217号決定の補充規定の施行に関する閣僚会議195号決定]、同上書所収、44～48ページ。

(注4) 正しくは、“So 50-HDBT: Nghi dinh cua Hoi dong Bo truong ban hanh Dieu le xi nghiep cong nghiep quoc doanh” [国营工業企業条例の施行に関する閣僚会議50号議定]、ならびに *Dieu le xi nghiep cong nghiep quoc doanh* [国营工業企業条例]、同上書所収、49～78ページ。

(注5) すなわち、国营企業は「計画を作成する根拠として、共産党の経済社会発展の方向と方針、国家の政策とノルマ、ノルマチーフ（経済的技術的標準）、企業の属する部門の計画、企業に下される法令指標ないし国家注文」などに、従来どおり「依存しなければならない」。

なお、以下では、煩雑を避けるため、217号決定、195号決定からの引用は、文中に条項の番号を示す形でもってかえる。

(注6) 217号決定では、統制品目を生産する企業、ないし統制品目に関連するサービス等を行なう企業に対しては、資材補給を行なう関係上、生産物数量指標、生産物引き渡し・販売高指標、対国家上納金指標の3つを法令指標としていた。また、これら企業への資材補給を終えた後、残った資材部分については、統制品目以外の生産物を生産する企業のうち、特に経済効率の高い優良企業などに対し、これを補給することを定めていた（第8条）。こうした企業は、部分的に旧いメカニズムに従うわけで、ここへは、生産物引き渡し・販売高指標、対国家上納金指標という2つの法令指標が下された。

(注7) “Ve viec sua doi phuong phap giao ke hoach Nha nuoc nam 1990” [1990年国家計画の下し方の改訂について]、*Tap Chi Ke Hoach Hoa* [計画化]、1989年12月号、1～3ページ。

(注8) 195号決定では、統制品目を生産する企業は「資材を補給機関との経済契約を通じて……十分に購入する権利を有する」（第8条）とされたが、実際には、このように総括して大過ないと思われる。

(注9) “Nghi quyet 156-HDBT ngay 30-11-

1984 của Hội Đồng Bộ Trưởng về một số vấn đề cải tiến quản lý công nghiệp quốc doanh” [国営工業の管理を改善する若干の問題に関する1984年11月30日付け閣僚会議156号決定], *Nghi quyết 156-HDBT và hướng dẫn thực hiện* [閣僚会議156号決定とその実行案内], ハノイ, Nhà xuất bản Sự thật, 1985年, 29ページ。

(注10) Nguyen Manh Hung, “Suy nghĩ về đổi mới kế hoạch hóa theo quyết định 217-HDBT” [閣僚会議217号決定に従う計画化の刷新に関する考察], *Tap Chi Ke Hoach Hoa*, 1988年7月号, 20ページ。

(注11) オリジナル・ヨッフエ著 森本忠夫訳『ゴルバチョフの経済ジレンマ』ダイヤモンド社 1990年 74～88ページ。

(注12) Nguyen Manh Hung, 前掲論文, 20～21ページ。また, “Tu tưởng đơn đặt hàng Nhà nước ở Liên Xô” [ソ連における国家注文の思想], *Tap Chi Ke Hoach Hoa*, 1988年9月号, 27～29ページ。

(注13) Nguyen Manh Hung, 同上論文, 18～20ページ。

(注14) すなわち, 「第10条. 経済契約を締結するための根拠は, 以下のとおりである:

a) 国家計画に定められた方向, 現行の政策, 制度, ノルマチーフ(経済的技術的標準); (以下略) (Phap Lenh Hop Dong Kinh Te [経済契約法], *Nhung quy định mới……*, 180ページ。

(注15) 経営価格, 経済計算制について, 詳しくは, ベトナム共産党宣伝部中央教宣委員会編 竹内郁雄訳『ベトナムの社会主義経済学』アジア経済研究所 1989年 第11章「経済計算」を参照。

(注16) Nguyen Van Linh, “Tiep tục đưa sự nghiệp đổi mới tiến lên theo con đường xã hội chủ nghĩa” [社会主義の道に従ってドイモイ事業の向上を継続しよう], *Van kien Dai hoi dai bieu toan quoc lan thu VII* [第7回党大会文献], ハノイ, Nhà xuất bản Sự thật, 1991年, 115～116ページ。

Ⅲ 新しいメカニズムへの移行と問題点

——第3次接近——

1. 移行の過程と現状

(1) 217号決定に基づく国営企業の新しいメカニズムへの移行(特に「売買関係」への移行)は, 総じて1988年1月1日より, 部分的には同年第2四半期より開始された。また, 国営商業の「売買関係」への移行は, 1989年初頭より開始された(注1)。

国営企業の新しいメカニズムへの移行が最も象徴的に現われたのは, 217号決定と195号決定の言う「国家が規定する目録における重点生産物」=統制品目, また「国家が規定する目録における重点資材」(以下「統制資材」と略記)の削減においてであった。特に中央レベルにおける統制品目の数と統制資材の数は, 1990年までに激減した。

具体的な経緯を見よう。新しいメカニズムへの移行開始の前年にあたる1987年には, 閣僚会議が定める国営企業の統制品目の数は98, また統制資材の数は95あり, 他方, 閣僚会議が国家計画委員会に管轄を委任した統制品目の数は230, また統制資材の数は75あった(注2)。移行の開始された1988年に, このうち閣僚会議が定める統制品目の数が40強に削減されたのに続き(注3), 89年には, この閣僚会議が定める統制品目の数は16, 統制資材の数は18に, また国家計画委員会における統制品目の数は67に, 統制資材の数は37へと, それぞれ急減した(注4)。そして, 217号決定の修正規定である195号決定と同時に発令された1990年国家計画では, 閣僚会議の定める統制品目の数は, ついに6に, そして統制資材の数も8へと激減するに至った。1990年国家計画における統制品目の具体的な内訳は, 電力, 石炭, 錫, セメント, コー

ヒー、原油、また統制資材は、電力、石炭、各種鉄鋼、セメント、各種原油および石油、ダイナマイト、肥料、そしてゴムである(注5)。

中央レベルの統制価格撤廃の具体的な経緯は明らかではないが、これも上述した統制品目や統制資材の削減と同様な経緯を辿ったと見られる。一説には、1990年国家計画における統制価格は、電力・エネルギー、輸送費、そして輸入される生産手段や資材の3種類のみとなった(注6)。

このように統制分野が削減されたことにより、従来どおりの古いメカニズムに従う国営企業の国営企業全体に占める割合は、当然のことながら低下した。1988年国家計画では、この割合を30~35%にまで低下させることが計画されていた(注7)。実際には、この割合は、1989年国家計画時に40%ほどに、また90年時には20~30%ほどに低下したと言われる(注8)。いずれにしても、中央計画との関係で見ると、国営企業の多くが従来の発給上納関係から売買関係へと移行する基礎が据えられたのである。

(2) 国営企業の新しいメカニズムへの移行は、国民経済全体との関係で見た場合には、インフレを鎮静化させる政策の一環でもあった。

1985年改革の失敗により、86年に20%、87年に10%、88年に14%と、いずれも月間2桁を記録していたインフレは、88年後半より鎮静し始め、89年に2.5%、また、90年にはやや上昇したものの、それでも4.4%と、1桁にまで鎮静した(注9)。

インフレを鎮静させた措置としては、食糧取引の自由化(注10)、ベトナム通貨ドン疑似変動相場制への移行などが挙げられるが(注11)、国営企業の新しいメカニズムへの移行との関連では、上述した統制品目の削減のほか、特に金融引き締めが重要であった。

第II節で述べたように、新しいメカニズムへの移行に際し、国営企業は、国家財政からの相対的独立化、すなわち従来の国家財政に依存する経営から自己資金ないし国立銀行からの借入を主体とする経営への転換を要請された。これは、国家の経済政策との関連で言えば、国家の経済運営が従来の財政主導型から金融主導型へと転換することを意味した。ここでの課題は、金融政策の転換、つまり、従来はインフレ上昇率よりも低く設定されてきた預金金利と、これよりもさらに低く設定されてきた企業への貸付金利とを引き上げること、それによって遊休資金の回収=流動性の縮小を図るとともに低金利の下で放漫経営に慣れきってしまった国営企業の経営の健全化を図ることであった。国営企業の新しいメカニズムへの移行と前後して、国立銀行は、預金金利のインフレ上昇率へのスライド化を実施し、また貸付金利も、預金金利より低めとはいえ、預金金利との差が5%以内におさまるように設定された(注12)。そして、この措置は、1989年の局面におけるインフレの鎮静化に大きく寄与することになったのである。

こうした金融引き締め策が企業経営の健全化にとって真に実効力を持つには、従来は未分化であった財政と金融とが分離することがさらに必要であったが、この措置が実際に採られたのは、かなり遅く、国営企業の新しいメカニズムへの移行が一段落した後の1990年のことである。1990年1月の改革で、従来は単なる徴税機関にすぎなかった財政省に国家資金を管理する権限が付与されるとともに、国立銀行業務も同年10月より再編され、国立銀行の発券銀行と商業銀行(農業開発、商工業、投資復興、外国貿易の4投資銀行)への分離が本格的に開始された(注13)。

(3) ところで、国営企業の新しいメカニズムへ

の移行が最も象徴的に現われたのが中央レベルにおける統制品目ないし統制資材の激減であったことは本項(1)で述べたとおりであるが、これがインテンシヴに行なわれた理由のうち外的な要因としては、特に1990年以降、ソ連との経済関係が大きく変化したことが指摘されなければならない。

旧 COMECON 加盟諸国すべてに及んだ、この変化は、取引における、従来の国家(ソ連)と国家(ベトナム)との関係を1991年よりソ連の一企業とベトナムの一企業との関係へと転換すること、また実勢より高めに評価されてきた、そしてベトナムの場合にはある種の商品について特惠価格さえ適用されてきた、ルーブル建てのバーター取引を国際市場価格に従うドル建ての現金決済へと移行させること、を基調とするものである。従来ベトナムは、ソ越貿易において、毎年輸出額の1.5倍相当の貿易赤字を計上することが認められてきたが、これに関しては、すでに1990年からソ越互恵の方針が打ち出されている。ベトナムの対ソ輸出に対する輸入の比率は、上述した特惠措置を背景として、1989年においても3倍強であったが、この比率は90年にはわずか1.3倍へと激減した^(注14)。

こうしたソ越貿易構造の変化は、ベトナムの、特に国営企業に補給される輸入資材の輸入を困難なものにした。1990年国家計画では、統制資材としての輸入資材は、各種石油、各種鋼鉄、肥料、ソーダ、自動車とトラクターのタイヤの5種類に削減された^(注15)。またベトナムは、1991年国家計画の実行にあたり少ない外貨準備の中から貴重なドルを使用せざるをえない必要性から、真に緊要な資材のみを輸入する重点主義を敷くに至っている。

中央レベルにおける統制品目や統制資材の激減、その限りで国営企業の売買関係への移行は、

換言すれば、こうしたソ越経済関係の変化、そこからもたらされた国営企業に対する資材補給の不確実性の増大の結果でもある。

(4) 以上のような新しいメカニズムへの移行、またソ連との間で見られた国際環境の変化の結果、1989年ないし90年までに、ベトナムの国営企業は、経営が優良なグループと不良なグループとの2つに大別されるようになった^(注16)。

優良なグループの筆頭は、従来どおりの旧いメカニズムに従い、なおかつ資材を重点的に補給され続ける中央直轄の国営企業、特に電力、石油、セメントなどの重工業部門である。中央が直轄する工業部門の生産額は、1989年には88年比で5.8%増、また90年には89年比12.9%増と、2年連続で前年実績を上回った^(注17)。

他方、不良なグループは、新しいメカニズムへと移行した国営企業で、資材を自己調達せざるをえなくなった企業か、輸入資材に依存し従来より高い国際市場価格でこれを購入せざるをえなくなった企業であり、具体的には、地方自治体の管轄下にある企業や消費財生産に携わる企業などである。

こうした企業は、上述した1988年後半からの金融引き締めも相俟って、その経営が軒並み不振となった。地方自治体の管轄下にある工業部門の生産額は、1989年に88年比で7.6%減、また90年も89年比4.3%減であり、増産を遂げた重工業とは対照的である^(注18)。また、ここでは、ドイモイが進める開放化政策の影響で、従来からのタイに加え、香港、台湾、また中国などから、密輸をも含めて外国製品が大量に流入するようになった結果、こうした外国製品との競争に晒され、商品が滞貨をきたす企業も続出した。

1991年の初頭において、国営企業のうち、収益

をあげている企業は30社ほどであり、新しいメカニズムには従ってはいないものの、企業経営の健全化に失敗し国家に対する義務を履行するに至っていない国営企業は全体の40社を占めている。残り30社の企業は総じて経営困難にあり、その一部は事実上の「破産」状態にあるか、レイオフを敷かざるをえない状況にあると言われる^(注19)。

2. 問題点

ドイモイにおける国営企業の新しいメカニズムへの移行の過程とその現状は、以上のようなものである。特に中央レベルにおける統制品目と統制資材の激減は、それが国営企業を「売買関係」へと移行させる基礎を据えたものとして評価しうる。

しかし、国営企業の新しいメカニズムへの移行は、実際には、なおかつ問題を抱えている。それは、以下のような点において特に顕著である。

(1) 第1に、国営企業の多くが新しいメカニズムへの移行を進めているにもかかわらず、国家計画がなおかつ経済運営の中心に置かれていることとの関連で、国営企業が国家の干渉を排除することが実際には依然困難であることである。

具体的には、年度計画を作成するにあたり、国営企業は、国家＝上級管理機関との関係において、従来どおりの煩雑な計画作成手続きに縛られ、結局は自主権を行使しえない場合のあることである。

これは、法令指標を削減したとはいえ、217号決定と195号決定が「国営企業を直接に管理する上級機関は、必要な場合、自らの権限で法令指標を増やすことができる」(第1条)と定めていることと関連している。

実際、1988年からの局面では、国家計画＝法令指標が、閣僚会議や国家計画委員会から国営企業

を直接に管理する上級機関へと下され、これがさらに国営企業へと下される過程で、統制数値＝法令指標が増大したのが普通であった^(注20)。このため、一部の国営企業は、統制品目、統制資材、統制価格以外の国家の法令指標を全廃するよう建議を行なったし^(注21)、また閣僚会議も、1990年国家計画を発令するにあたり、上述した上級管理機関が法令指標をむやみに増やさないう、わざわざ通達した^(注22)。

(2) 国営企業の新しいメカニズムへの移行は、このように、スムーズに進んでいるわけでは決してない。また、国営企業の「売買関係」への移行が曲がりなりにも一段落した1990年以降、国営企業の今後の改革の方向を巡り、改革継続という従来からの論調に加えて、改革に対する慎重な論調も増加してきていることも事実である。

たとえば、1991年の第7回党大会に上程され採択された「2000年までの経済社会安定発展戦略」、俗に言う「長期経済発展戦略」の草案を作成し討議する過程では、本項(1)で述べた、国営企業の国家計画からの独立に関する問題、換言すれば、国家計画のマクロ的役割をどう確定するかという問題について、以下のような2つの対照的な意見が見られた。

すなわち、改革的な論調は、国家計画のマクロ的役割を確定するにあたり、国営企業の真の「所有者」を決定することが決定的に重要であるとの観点から、国営企業の民営化を図ること、また、そこまで言わなくても、国有財産における私的所有権＝法人である企業の私的所有権を確立したり、いわゆる「所有と経営の分離」を進めたりすることなどをさらに展望している。

他方、改革に慎重な論調(保守的な論調)が強調するのは、新しいメカニズムへ移行した国営企業

と国家計画との関係が、従来の旧いメカニズムの下でのそれと比べてカオス的狀況にある点であり、主張するのは、むしろ国家計画の役割の再強化である(注23)。1991年計画の実施過程では、中央の統制品目、統制資材などが激減した結果として、国営企業の管理、また市場の管理のずさんさが増したことを指摘する議論が増加したが、これも、こうした保守的な論調と軌を一にするものである。

国営企業の今後の方向を巡る、このような2つの論調の間の確執は、1991年6月末の第7回党大会の時点でも解決を見たとは言いがたい(注24)。

(3) さて、ドイモイにおける国営企業の改革の本来の目標が、第I節で述べたように、そもそも「売買関係への移行を基礎にして価格差補給金制度を廃止する」こと、その結果として国家財政赤字を削減することにあつた限り、この目標がどの程度達成されたのかが問われなければならないのであろう。

結論から言えば、ドイモイにおける国営企業の改革は、その本来の目標をいまだに達成していない。1990年度予算の赤字額は過去最高の2兆^{ドン}に達すると推計されており(注25)、また、90年末の国会でも「財政赤字はなおかつ増大している」と報告されている(注26)。

財政赤字がこのように削減されるに至っていない原因としては、以下のような点を挙げることができる。

第1に、1988年から新しいメカニズムへと移行していった国営企業がある一方で、本節第1項で見たように、特に価格形成において従来どおりの旧いメカニズム＝価格差補給金制度に従う企業もなおかつ存在していること、しかも、こうした企業、具体的には中央直轄の重工業部門に対しては、資材補給以外にも、さまざまな優遇策が採ら

れていることが挙げられる。

この優遇策の最たるものは、1989年末の国会勅告に従う売上税の減免である(注27)。この結果、軽工業関連の国営企業が10%の売上税を課せられているのに対し、重工業部門のほとんどの企業の売上税は3～5%に引き下げられた(注28)。このことは、中央直轄の工業部門の生産が1989年と90年に良好であった理由も、部分的にとはいえ、説明している。

第2に、そして最も大きな原因として、国立銀行による利子率操作の問題、具体的には1990年第2四半期より再び発生してきた金融逆ざやの問題が挙げられる。

これも本節第1項で見たように、新しいメカニズムへと移行した結果、国営企業の一部は経営困難に陥ったわけであるが、こうした状況を前に、1989年末の国会は、貸付金利の調整、特に困難に直面した生産部門への特惠金利の適用などを提起した(注29)。

この結果、国営企業の新しいメカニズムへの移行とともに調整されてきた国立銀行の一般人に対する預金金利(3カ月もの)は4%のまま据え置かれることになり、1990年の第2四半期を境に、再びインフレ上昇率を下回り始めた。この時点で上昇の気配を見せつつあつたインフレは、同年10月には6.1% (月間上昇率)、また91年1月には、13.2% (同)、2月にも9.7% (同)と高率を示すようになったが、この間、預金金利は、91年7月の再調整に至るまで、一貫して4%を維持してきた(注30)。

他方、国営企業に対する貸付金利は、預金金利よりもさらに低く抑えられてきた。1990年10月の時点では、重点部門に対して1.7% (月利、3カ月もの)、また一般部門に対しても2.2～3% (同)という優遇策が採られている(注31)。

1990年10月に始まる銀行系統の再編に伴い、国立銀行のうち、地方自治体の管轄下にある国立銀行は、中央で設定した利子率を5%の範囲内で操作してよいことが認められた。こうした地方の国立銀行は、この措置と、上述した低めに設定される貸付金利とを通じて、事実上の倒産状態にある地方自治体管轄下の国営企業や消費財生産に携る国営企業などを支援している(注32)。結果として、経営困難に陥った企業や不良企業は温存されている。

中央レベルの統制品目が1990年までに激減した結果、統制品目から外された生産物を生産する企業の価格形成は、「企業を直接に管理する上級機関」からも価格指標を下されない場合には、「協議価格」に従うようになり、その限りで価格差補給金制度が廃止される基礎が確かに据えられはした。しかし、以上のような利子率操作＝金融逆ざやにより、国営企業の新しいメカニズムへの移行は、現状では、企業生産物に対する価格差補給金制度＝財政補助金制度を企業経営に対する金融補助金制度に代えたものであるにすぎないという結果に留まっている。ドイモイにおけるベトナムの国営企業の改革は、第II節で小括したように、西側で言われる「市場メカニズム」への移行を目指したものでは決してないばかりか、本来の目標であった国家財政赤字の削減すら達成していない。ソ越経済関係が1990年以来縮小する一方、西側からの経済協力や民間投資も急増を見せない現状の下、ドイモイは、経済的安定のために、金融補助金制度による国営企業の延命を余儀なくされたのであり、国家財政赤字の削減という課題は、国営企業破産法の早期公布、金融逆ざやの早期解消など企業経営の健全化に緊要な課題と合わせて、1991～95年5カ年計画期へと、再び先送りされた

のである(注33)。

(注1) Doan Dinh Hue, “Vi sao thuong nghiep quoc doanh Ha Noi chuyen sang hach toan kinh doanh kem hieu qua” [なぜ経済計算制・社会主義経営へと移行したハノイの国営商業は効率が劣るのか], *Tap Chi Cong San*, 1989年12月号, 67ページ。

(注2) “Mot so van de ve doi moi ke hoach hoa trong ke hoach nam 1990 va ke hoach nam nam (1991-1995)” [1990年計画と1991-1995年の5カ年計画における計画化の刷新に関する若干の問題], *Tap Chi Ke Hoach Hoa*, 1989年6月号, 14ページ。

(注3) Nguyen Thong, “Doi moi ke hoach hoa vat tu ky thuat voi yeu cau sap xep lai san suat” [生産再整理の要求に対し資材・機械・技術の計画化を刷新しよう], *Tap Chi Ke Hoach Hoa*, 1988年4月号, 15ページ。

(注4) “Mot so van de ve doi moi ke hoach hoa.....,” 14ページ。

(注5) “Ve viec sua doi.....,” 3ページ。

(注6) 1990年10月26日、筆者のアジア経済研究所の現地調査(ハノイ)におけるラム(Lam)・ベトナム国家計画委員会副議長の談による。

(注7) Nguyen Manh Hung, 前掲論文, 19ページ。

(注8) 1991年3月26日、日本貿易振興会の「インドシナ委員会」における小須田森仁(日商岩井㈱)委員の談による。

(注9) “Bao cao chinh tri cua ban chap hanh trung uong (khoa VI) tai Dai hoi dai bieu toan quoc lan thu VII” [第7回党大会における中央委員会総会(第6期)政治報告], *Van kien.....*, 27ページ。

(注10) 1985年改革の失敗の後、一時的に復活した労働者ら給与生活者に対する配給制度は、87年中頃より漸進的再廃止が開始されていたが、88年7月に全廃が決定され、89年5月末までに軌道に乗った。

(注11) こうした問題について、詳しくは、三尾忠志「独自の社会主義を志向するベトナム——刷新、民主化政策の現状と展望——」(『ベトナムをめぐる諸問題』[平成元年度研究報告書]日本国際問題研究所1990年)10～11ページを参照。

(注12) 村野勉「1989年のベトナム」(『アジア動向年報 1990年版』アジア経済研究所 1990年)233ページ。

(注13) 財政・金融改革については、村野勉「1990年のベトナム」(『アジア動向年報 1991年版』アジア経済研究所 1991年) 221～222ページが詳しい。

(注14) Socialist Republic of Vietnam State Planning Committee, *Report on the Economy of Vietnam*, ハノイ, United Nations Development Programme, 1990年, 232ページ。

(注15) “Ve viec sua doi.....,” 3ページ。

(注16) これについては、村野「1990年のベトナム」219～220ページも参照。

(注17) *So lieu thong ke CHXHCN 1976-1990*, 19ページ。

(注18) 同上。

(注19) Nguyen Cuc, “May y kien ve giai phap cho kinh te quoc doanh” [国営経済のための方策に関する若干の意見], *Tap Chi Nghien Cuu Kinh Te* [経済研究], 1991年2月号, 32～33ページ。

(注20) たとえば, “Ke hoach o don vi kinh te quoc doanh va viec xay dung ke hoach do trong nam 1990” [国営経済基礎単位における計画化と1990年におけるその計画の作成], *Tap Chi Ke Hoach Hoa*, 1989年7月号, 4～6ページのほか, Doan Dinh Hue, 前掲論文が参考になる。

(注21) たとえば, “Mot so kien nghi (tu cuoc hoi thao «Dieu kien va moi truong bao dam quyen tu chu kinh doanh cua cac xi nghiep quoc doanh»)” [若干の建議(《国営企業の経営自主権を保障する条件と環境》シンポジウムから)], *Tap Chi Cong San*, 1989年8月号, 9～16, 43ページ。

(注22) “Ve viec sua doi.....,” 1～2ページ。

(注23) 例を挙げれば, Pham Tat Thang, “Ke hoach hoa va mo rong quan he thi truong” [計画化と市場関係の拡大], *Tap Chi Cong San*, 1990年3月号, 33～37, 72ページ。

(注24) 第7回党大会におけるグエン・ヴァン・リン前書記長の演説の次の箇所, 「国営経済を軽視し放漫な民営化を望む偏向, 市場メカニズムに移行するには生産手段をすべて私有化しなければならないと考える偏向, これは誤りである。当然のことながら, 国営経済を, 放漫なやり方で, また価格差補給金制度を引

き伸ばすやり方で維持し発展させるのであれば, これも正しくはない」(Nguyen Van Linh, 前掲演説, 116ページ)は, 上述した2つの論調を折衷したものと見なすことができる。

(注25) World Bank Country Report Vietnam, 1990年。

(注26) *Bao Nhan Dan*[人民], 1990年12月7日。

(注27) 同上紙 1989年12月19, 20日。

(注28) World Bank Country Report Vietnam, 1990年。

(注29) *Bao Nhan Dan*, 1989年12月19, 20日。

(注30) *Vo Dai, Chong lam phat va qua trinh doi moi kinh te o Viet Nam* [ベトナムにおけるインフレ対策と経済刷新の過程], ハノイ, Nha xuất bản Khoa hoc xa hoi, 1991年, 80ページ。なお, 経済組織に対する預金金利は, 1990年3月以来, 1.8% (月利, 3カ月もの)であった(同上書 77ページ)。また, 1991年7月の再調整後, 一般人に対する預金金利は4.5%となった(91年11月13日, アジア経済研究所主催の国際シンポジウム「インドシナの経済復興と国際経済協力」におけるグエン・スアン・オアイン[Nguyen Xuan Oanh]・ベトナム経済協会会長の発言による)。

(注31) 1990年10月28日, 筆者のアジア経済研究所の現地調査(ハノイ)におけるベトナム国立銀行の担当者の談による。

(注32) 1991年3月26日, 日本貿易振興会の「インドシナ委員会」における小須田森仁(日商岩井株)委員の談による。

(注33) なお, 本稿は国営企業を「国営企業一般」として扱ったが, 国営企業をさらに下位分類し「企業」(xi nghiep)と「企業連合」(lien hiep xi nghiep)との相違をも踏まえて分析するまでには至っていない。この点は, 1979年からの経済改革とドイモイとを比較検討するにあたっては, かなり重要な問題ではなからうかと最近の筆者は考えている。今後の課題としたい。

(アジア経済研究所地域研究部)

〔付記〕 本稿は, 1990年度個人研究「社会主義ベトナムの国営企業」の成果である。